

議案第3号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年3月目黒区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童相談所関係業務手当

第7条第1項中「指導監督員又は現業員」を「職員」に改め、「平成6年法律第30号）」の次に「、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」を加える。

第8条を次のように改める。

(児童相談所関係業務手当)

第8条 児童相談所関係業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等に従事した場合
- (2) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事した場合

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、規則で定める。

- (1) 前項第1号に規定する場合 従事した日1日につき490円
- (2) 前項第2号に規定する場合 従事した日1日につき1,470円

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説明) 児童相談所関係業務手当を新設するとともに、福祉業務手当の支給範囲を拡大するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。